

平成19年度事務事業評価一覧

No	部名	担当課	予算上の事務事業名	一次評価						今後の進め方	事業所管課長説明	今後の進め方	二次評価		備考
				妥当性	有効性	効率性	民間導入	自動判定	二次評価コメント						
1	まちづくり計画部	街づくり支援課	屋外広告物許可等経費	A	A	A	無		現状維持	良好な景観を形成し、又は風致を維持するためには最低限に必要な施策と考え、適正に行われていると思われる。	見直し	・現在の広報紙、パンフレットの配布に加え、ホームページ(都市計画マップ)への情報の追加など、市民・事業者への積極的な情報提供を行うとともに、条例に基づく指導等の方策について検討する。	ヒアリング実施		
2	まちづくり計画部	都市交通計画課	バス交通対策推進事業	B	C	C	無		見直し	当該事業は、合併により町から引き継いだ事業であり、町の区域内を範囲として検討された結果、実施されているものであることから、新市におけるバス路線網の在り方を検討する中で、見直しを図る必要がある。	見直し	・合併協議により、5年間は現状維持とされていることから、利用促進に努め、その後における地域性を踏まえた交通対策及びバス路線網の再編を検討する。	ヒアリング実施		
3	まちづくり計画部	都市交通計画課	交通需要マネジメント推進事業	A	B	B	無		拡充・充実	道路混雑は、市民生活に直結するだけでなく、経済損失や環境問題といった視点からも重要な課題であり、ハード整備だけでなく、ソフト施策の取組みは欠かせないものとなっており、市民や企業の協力を得ながら、今後も施策の推進を図る必要がある。	拡充・充実	・道路混雑度の高い地区を対象とした事業であり、当事業の取組みを踏まえ、他の地区への取組みを進める。	ヒアリング実施		
4	まちづくり計画部	都市交通計画課	生活交通確保対策補助金(債務負担行為)	B	B	C	無		見直し	当該事業は、合併により町から引き継いだ事業であり、町の区域内を範囲として検討された結果、実施されたものであることから、新市におけるバス路線網の在り方を検討する中で、見直しを図る必要がある。	見直し	・合併協議により、5年間は現状維持とされていることから、その後におけるバス路線網の再編を検討する。	ヒアリング実施		
5	まちづくり計画部	小田急多摩線新交通推進課	新しい交通システム検討事業	A	A	A	無		拡充・充実	本市の骨格となる交通軸の形成や進展する高齢者社会、環境負荷軽減等の新たな社会環境への対応、更には、今後の政令指定都市を見据えた都市力の強化を図る上からも、新しい交通システムは必要不可欠なものと認識している。	拡充・充実	・県等関係機関との調整を図り、市民の合意を得て新しい交通システムの導入に向けて取り組む。			
6	まちづくり計画部	建築指導課	既存建築物等総合防災対策事業	A	A	B			現状維持	既存建築物耐震改修促進法に基づき平成27年目標達成のため啓発活動の拡充・充実を図り、建築物の耐震改修促進に繋げていく。	現状維持	・現在行っている耐震巡回指導等の啓発活動の充実を図り、引き続き耐震化改修の促進を図る。	ヒアリング実施		

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価						今後の 進め方	事業所管課長説明	今後の 進め方	二次評価		備考
				妥 当性	有 効性	効 率性	民 間 導 入	自 動 判 定	今 後 の 進 め 方				今 後 の 進 め 方	二次評価コメント	
7	まちづくり計画部	住宅課	市営住宅維持管理事業費(指定管理者委託分)	A	A	A				拡充・充実	指定管理者制度導入により、直営管理よりコスト削減や入居者からの届出や申請が休日でも行え、事業価値が高い。 今後、導入されていない旧4町分や募集事務等を指定管理者が行えるよう、制度整備、拡充に努めたい。	見直し	・津久井地域への導入にあたっては、老朽化住宅に係る居住者の住み替えの促進を図るなど、安全対策や維持管理経費の節減に配慮し取り組む。	ヒアリング実施	
8	まちづくり事業部	駐車場対策課	路上自転車駐車場整備事業 有料自転車駐車場管理運営費(本課分)の一部	A	A	A	無			拡充・充実	短時間の駐車需要が多い(周辺に放置自転車が多い)場所では、延べにすると多数の自転車を吸収しており、放置自転車対策としても大きな効果があると考えられる。	拡充・充実	・駐車需要が多い地域への対策を検討し、更に放置自転車の解消に努める。	ヒアリング実施	
9	まちづくり事業部	駐車場対策課	有料自転車駐車場管理運営費(指定管理者分)	A	A	A				現状維持	通勤・通学、買物などの自転車等の利用者に駅周辺における駐輪施設を提供するとともに、自転車等の放置を防止することにより、駅周辺の環境維持に寄与するものと考えられる。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題はないが、引き続き利用促進を図り放置自転車の防止に努める。	ヒアリング実施	
10	まちづくり事業部	駐車場対策課	相模大野立体駐車場管理運営費(本課分、指定管理者委託分)	A	A	A				現状維持	昭和63年から運営を開始し、利用効果を上げている。また、利用促進を図るための方策(定期駐車の実施・二輪車の受け入れ等)も効果あったものとする。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がないが、引き続き利用促進に努める。	ヒアリング実施	
11	まちづくり事業部	駐車場対策課	橋本駅北口第1自動車駐車場管理運営費(本課分・指定管理者委託分)	A	A	A				現状維持	平成12年度から運営を開始し、利用効果を上げている。修正回転率も高く、今後も利用が多いものと考えている。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がないが、引き続き利用促進に努める。	ヒアリング実施	
12	まちづくり事業部	駐車場対策課	橋本駅北口第2自動車駐車場管理運営費(本課分・指定管理者委託分)	A	A	A				現状維持	平成13年度から運営を開始し、利用効果を上げている。また、利用促進を図るための方策(定期駐車の実施・二輪車の受け入れ等)も効果あったものとする。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がないが、引き続き利用促進に努める。	ヒアリング実施	
13	まちづくり事業部	駐車場対策課	相模原駅自動車駐車場管理運営費(本課分・指定管理者委託分)	A	A	A				現状維持	平成9年から運営を開始し、利用効果を上げている。また、利用促進を図るための方策(定期駐車の実施・二輪車の受け入れ等)も効果あったものとする。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がないが、引き続き利用促進に努める。	ヒアリング実施	

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価							今後の 進め方	事業所管課長説明	今後の 進め方	二次評価		備考
				妥当性	有効性	効率性	民間導入	自動判定	二次評価コメント							
14	土木部	土木政策課	急傾斜地崩壊対策事業	A	A	A	無			現状維持	市民生活の安全の確保に必要な事業への負担金であり、引き続き応分の負担を行うとともに、事業主体である県に対し、事業計画どおり着実に整備が進むよう働きかけていく。	現状維持	引き続き急傾斜地崩壊危険区域の指定について県に働きかけ、危険箇所の解消に努める。			
15	土木部	土木政策課	都市計画道路等調査測量設計委託	A	A	A	無			拡充・充実	業務の一部を委託化することにより、効率的に事業を実施している。	拡充・充実	津久井地域の整備状況等も勘案し、計画的に事業を実施する。			
16	土木部	道路管理課	道路認定路線網図作成委託	A	B	A				現状維持	警察等関係機関に配布する必要があることから当分の間、現状維持の体制を続ける。	見直し	関係機関への紙媒体での配布に関し、配布先・配布部数・配布方法(電子媒体化)の見直しについて検討する。	ヒアリング実施		
17	土木部	道路整備課	市道橋本27号道路改良事業	A	A	A				現状維持	歩道の新設により、橋本駅利用者及び市立旭小学校の学童の安全確保が図られた。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
18	土木部	道路整備課	南橋本駅前広場整備事業	A	A	A				現状維持	駅舎改修に合わせ交通結節点としての駅前広場整備が行われ、駅利用者の利便性の向上や近隣商業地にふさわしい整備が行われた。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
19	土木部	道路整備課	魅力あるみちづくり(二本松地区)事業	A	A	A				現状維持	既整備済のその他の主要歩行者動線との連携が実現し、近隣商業地としての統一感が図られた。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
20	土木部	道路補修課	街路樹適正配置事業	A	A	A				現状維持	交差点における樹木の伐採等を適宜行い、交通安全の向上を図る事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の事務事業名	一次評価						今後の進め方	事業所管課長説明	今後の進め方	二次評価		備考
				妥当性	有効性	効率性	民間導入	自動判定	二次評価コメント						
21	土木部	道路補修課	交通安全施設維持管理費	A	A	A			現状維持	各種交通安全施設の維持管理を行い、交通安全の向上を図るものである。	現状維持	・引き続き安全性の確保に努めるとともに、昇降施設については保守点検等に係る年次計画を立てるなどより安全性の向上を図る。 ・みちの協会への委託基準について、整理する。	ヒアリング実施		
22	土木部	道路補修課	交通安全施設整備事業(箇所指定)	A	A	A			現状維持	交通安全施設の整備を行い、交通安全の一層の向上を図る事業である。	現状維持	・引き続き安全性の確保に努めるとともに、19年度に実施予定の昇降施設管理センター機能の一元化等の監視体制の見直しについて充分検討する。 ・みちの協会への委託基準について、整理する。	ヒアリング実施		
23	土木部	道路補修課	私道路整備事業	A	A	A			現状維持	建築に当って最低限必要とされている4m道路として、整備することは、良好な街づくりに資するとともに、市民の安全性の向上を図る事業である。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
24	土木部	道路補修課	道路調査測量設計委託	A	A	A			現状維持	建築に当って最低限必要とされている4m道路として、整備することは、良好な街づくりに資するとともに、市民の安全性の向上を図る事業である。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
25	土木部	下水道管理課	公共下水道ポンプ場維持管理費	A	A	A			拡充・充実	深堀ポンプ場はH20に運転開始から更新時期である20年を迎える。他の5ポンプ場も順次更新時期を迎えることになる。現施設の延命を図るため、適正且つ効果的な維持管理が必要なことから、各施設機器を詳細に診断し、その結果に基づく更新計画を立案中。H21から順次更新予定。	拡充・充実	・更新計画の策定及び施設の更新に当たっては、既存施設の適正かつ効果的な維持管理を図り、施設の延命と経費節減に努める。			
26	土木部	下水道管理課	雨水浸透施設設置助成事業	A	B	B	無		現状維持	雨水の流出抑制及び地下水の保全を図る手段として有効であり、今後も継続していくことが望ましい。	見直し	・事業のPRを積極的に行い、利用促進を図る。 ・津久井地域への適用について検討する。	ヒアリング実施		
27	土木部	下水道管理課	公共下水道汚水ます設置工事(その1)ほか11公共下水道整備工事一円費	A	A	A	無		現状維持	市民のニーズに応えるべく、より効率的な執行の研究が必要。	見直し	・年度末における公共汚水ます設置の要望から工事までに要する期間を短縮すべく、執行方法について検討する。			

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価							今後の 進め方	二次評価		備考
				妥当性	有効性	効率性	民間導入	自動判定	今後の進め方	事業所管課長説明		今後の進め方	二次評価コメント	
28	土木部	下水道管理課	公共下水道 不明水調査 委託 公共下水道 不明水対策 施設修繕	A	A	A				拡充・ 充実	相模川流域下水道事業参入9市3町の中で、本市の処理面積及び汚水量は最大である。 左岸処理区においての面積率は約52%を占め、不明水の浸入量が膨大になることから、対策については積極的に実施していかなければならない。	拡充・ 充実	・公共下水道(汚水管)への雨水等の浸入対策の計画的な実施に努め、 終末処理場の負担軽減を図る。	ヒアリング 実施
29	土木部	下水道整備課	下水道整備 課市街化区 域分	A	A	A				現状維持	相模川雨水対策基本計画に基づき、今後とも適正な執行を図る。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。	
30	土木部	下水道整備課	下水道整備 課調整区域 分 (市単・調査 委託)	A	A	A				現状維持	限りある財源の中で早期実施は困難な状況にあるが、計画通り推進しており、整備完了により公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び公衆衛生の向上が確実に図られている。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。	
31	土木部	下水道整備課	下水道整備 課調整区域 分 (市単・面整 備)	A	A	A				現状維持	限りある財源の中で早期実施は困難な状況にあるが、計画通り推進しており、整備完了により公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び公衆衛生の向上が確実に図られている。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。	
32	土木部	河川整備課	準用河川鳩 川改修事業	A	A	A	無			現状維持	国庫補助の確保に努めながら計画に従い事業を進める。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。	
33	土木部	河川整備課	河川安全施 設整備費	A	B	B	無			現状維持	転落事故の危険性を減らすため必要な事業である。	見直し	・危険箇所の的確な把握に努め、老朽化した管理柵の計画的な改修工 事を進める。 ・パトロール体制等への再任用職員などの活用について検討する。	ヒアリング 実施
34	土木部	河川整備課	河川維持補 修費	A	A	B	無			現状維持	治水機能や市民の安全を維持するために必要不可欠な事業である。	見直し	・危険箇所の的確な把握に努め、老朽化した護岸やフェンス等の河川施 設の計画的な維持補修工事を進める。 ・パトロール体制等への再任用職員などの活用について検討する。	ヒアリング 実施

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価							今後の 進め方	事業所管課長説明	今後の 進め方	二次評価コメント	備考
				妥 当 性	有 効 性	効 率 性	民 間 導 入	自 動 判 定	今 後 の 進 め 方	事 業 所 管 課 長 説 明					
35	土木部	河川整備課	水路台帳整備事業	A	A	A	無		現状維持	地方分権の推進に伴い、国から譲渡された水路について、適正な財産管理を行うために水路台帳を整備し、市民サービスの向上及び業務の効率化を進める。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
36	土木部	南土木事務所	交通安全施設整備事業 (市内一円) 南土木事務所分	A	A	A			現状維持	安全でゆとりある道路整備の実現を目指す上では、きわめて有効且つ効果的な事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
37	土木部	南土木事務所	都市下水道等維持管理費	A	A	A			現状維持	施設の現状機能を回復させる維持管理を行うことにより、施設(耐用年数)の延命を図ることが出来、経費の節約につながる。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
38	土木部	南土木事務所	道路維持管理費(南土木事務所分)	A	A	A			現状維持	道路を安全で快適な状態に維持することにより、円滑な道路交通を確保することが必要である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
39	土木部	南土木事務所	道路調査測量設計委託 (南土木事務所分)	A	A	A			現状維持	道路舗装整備事業を推進するため、事前の調査測量が不可欠である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
40	土木部	津久井建設課	道路境界整備事業	A	A	A			現状維持	道路台帳整備を図り台帳閲覧や境界証明、幅員証明に供する事業であり現状維持とする。	現状維持	法の定めにより道路台帳の整備を行うものであり、引き続き適正管理に努める。	ヒアリング実施		
41	土木部	津久井建設課	国有財産取得事業	A	A	A			現状維持	事業着手したばかりの業務であり、今後も事業推進を図る必要がある。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価							今後の 進め方	二次評価		備考
				妥 当性	有 効性	効 率性	民 間 導 入	自 動 判 定	今 後 の 進 め 方	事業所管課長説明		今 後 の 進 め 方	二次評価コメント	
42	土木部	津久井建設課	道路境界確定事業	A	A	A				現状維持	道路境界確定が遅れているため、今後も事業推進を図る必要がある。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。	
43	土木部	津久井建設課	廃道路敷等 測量委託事業	A	A	A				現状維持	測量に要した費用をプラスして処分することから、払い下げ要望者にとって自己資金で測量を行っても費用面での負担は同様であるが、今後も既存道路敷の整理及び個人申請も想定できることから、当面現状維持とする。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。	
44	土木部	津久井建設課	道路維持補修工事(箇所指定)	A	A	A				現状維持	舗装打換により振動や雨水滞水の解消及び安全性の向上を図る。市民生活に直結した重要な事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。	
45	土木部	津久井建設課	道路維持補修工事(市内一円)	A	A	A				現状維持	舗装打換により振動や雨水滞水の解消及び安全性の向上を図る。市民生活に直結した重要な事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。	
46	土木部	津久井建設課	道路維持補修委託	A	A	A				現状維持	舗装道及び砂利道路面の補修、甲蓋設置等の維持補修により快適な生活環境を維持することは重要な事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。	
47	土木部	津久井建設課	道路維持管理費	A	A	A				現状維持	側溝清掃、道路除草等を行い、常に良好で快適な生活環境を維持することは重要な事業である。	見直し	早期対応、事務の軽減を図るため、発注方法の見直しについて検討する。	ヒアリング実施
48	土木部	津久井建設課	道路緊急維持補修	A	A	A				現状維持	市道を常に維持補修し、良好で快適な生活環境を維持することは重要な事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。	

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価							今後の 進め方	事業所管課長説明	今後の 進め方	二次評価		備考
				妥 当性	有 効性	効 率性	民 間 導 入	自 動 判 定	今 後 の 進 め 方	二次評価コメント						
49	土木部	津久井建設課	交通安全施設整備事業	A	A	A				現状維持	交通安全施設の設置については、市民の生命財産を守る事業である。	見直し	・冬季におけるカーブミラーの曇りを防ぐため、曇り防止対策について検討する。	ヒアリング実施		
50	土木部	津久井建設課	交通安全施設維持管理費	A	A	A				現状維持	交通安全施設の設置については、市民の生命財産を守る事業である。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
51	土木部	津久井建設課	道路舗装整備事業(箇所指定)	A	A	A				現状維持	地域事情に合わせた舗装整備が行われ、市道利用者の安全性及び利便性の向上が図られた。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
52	土木部	津久井建設課	道路舗装整備事業(市内一円)	A	A	A				現状維持	地域事情に合わせた舗装整備が行われ、市道利用者の安全性及び利便性の向上が図られた。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
53	土木部	津久井建設課	道路改良事業(箇所指定)	A	A	A				拡充・充実	地域事情に合わせた道路整備が行われ、市道利用者の安全性及び利便性の向上が図られた。	拡充・充実	・津久井町中心市街地周辺地区内の交通網充実のため、整備推進に努める。	ヒアリング実施		
54	土木部	津久井建設課	狭あい道路拡幅整備事業	A	A	A				現状維持	道路用地の寄付や使用承諾を受け、4m道路として整備することは良好な街づくりに資するとともに、市民の生活環境の向上を図るための事業である。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
55	土木部	津久井建設課	道路調査測量設計業務委託	A	A	A				現状維持	地域事情及び地形に合わせた道路改良事業を実施するうえで、欠くことのできない事業である。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価						今後の 進め方	事業所管課長説明	今後の 進め方	二次評価		備考
				妥 当 性	有 効 性	効 率 性	民 間 導 入	自 動 判 定	今 後 の 進 め 方				二次評価コメント		
56	土木部	津久井建設課	河川維持管理費	A	A	A			現状維持	水路境界確定が全て実施されるまでは、必須の事務である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
57	土木部	津久井建設課	河川維持補修費	A	A	A			現状維持	地域要望であり、甲蓋設置により安全確保並びに通水機能の向上が図られた。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
58	土木部	津久井建設課	水洗化促進経費	A	A	A	無		廃止	本事業は、旧津久井町の独自事業であり、合併後の平成21年3月2日までの特例事業である。	廃止	合併協議に基づきH21.3.2までは継続し、以降は廃止とする。 なお、このことについて、対象者に十分な周知を図ること。	ヒアリング実施		
59	土木部	津久井建設課	受益者分担金及び負担金賦課徴収経費	A	A	A			現状維持	受益者負担金は、公共下水道整備事業の財源の一部であり適正な賦課事務が要求されるものであり、公簿上の権利の確認及び現状確認を行い台帳作成し賦課決定に必要な台帳を作成するものである。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
60	土木部	津久井建設課	公共下水道維持管理費	A	A	A			現状維持	市民が安全で安心して暮らせるよう、適切で計画的な維持管理を行い、機能保全を図るとともに施設の延命化を図る。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
61	土木部	津久井建設課	公共下水道維持補修費	A	A	A			現状維持	市民が安全で安心して暮らせるよう、適切で計画的な維持管理を行い、機能保全を図るとともに施設の延命化を図り、緊急時の修繕に対応できる体制を維持する。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
62	土木部	津久井建設課	無指定区域分(公共下水道補助事業)	A	A	A			拡充・充実	汚水処理施設交付金及び水源環境税を有効に活用し、整備の充実を図り、公共水域の水質保全、生活環境の改善及び公衆衛生の向上に努める。	拡充・充実	当面、用途地域の隣接地までの拡大を図り、公共水域の水質保全、生活環境の改善及び公衆衛生の向上に努める。	ヒアリング実施		

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価							今後の 進め方	二次評価		備考
				妥当性	有効性	効率性	民間導入	自動判定	今後の 進め方	事業所管課長説明		今後の 進め方	二次評価コメント	
63	土木部	津久井建設課	その他整備費 (公共下水道事業に伴うその他整備費)	A	A	A			現状維持	汚水処理施設交付金の対象外としての、整備の充実を図り、公共水域の水質保全、生活環境の改善及び公衆衛生の向上に努める。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
64	土木部	津久井建設課	公共下水道 不明水浸入 対策事業	A	A	A			現状維持	市民が安全で安心して暮らせるよう、適切で計画的な維持管理を行い、機能保全を図るとともに施設の延命化を図り、緊急時の修繕に対応できる体制を維持する。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
65	土木部	津久井建設課	青根簡易水道事業	A	B	B	無		見直し	給水区域への安全且つ、安定した飲料水の供給に向け、更なる効率的な事業運営を行う必要がある。	見直し	将来的な安定給水に向け今後のあり方を検討する。	ヒアリング 実施	
66	土木部	相模湖建設課	道路境界整備事業	A	A	A			現状維持	道路台帳を整備することは、道路管理や境界証明等を提供するために必要不可欠なものである。	現状維持	法の定めにより道路台帳の整備を行うものであり、引き続き適正管理に努める。	ヒアリング 実施	
67	土木部	相模湖建設課	国有財産取得事業	A	A	A			現状維持	所有権移転は概ね完了したが、今後も継続していく。	現状維持	台帳整備を図り、適正な管理に努める。	ヒアリング 実施	
68	土木部	相模湖建設課	道路境界確定事業	A	A	A			現状維持	道路を管理する上で必要不可欠である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
69	土木部	相模湖建設課	廃道路敷等 測量委託	A	A	A			現状維持	道路の整理を行うためには、必要な事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価						今後の 進め方	事業所管課長説明	今後の 進め方	二次評価		備考
				妥 当 性	有 効 性	効 率 性	民 間 導 入	自 動 判 定	二次評価コメント						
70	土木部	相模湖建設課	路上放置自動車等撤去委託	A	A	A				現状維持	不法投棄については年間を通してみてそれほど件数はないが、現状維持とする。	現状維持	不法投棄防止のため、一層の啓発に努める。		ヒアリング実施
71	土木部	相模湖建設課	道路維持補修工事(箇所指定)	A	A	A				現状維持	路面の舗装、補修及び舗装打換、排水溝の布設替等は、市民生活と直結しており、重要な事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
72	土木部	相模湖建設課	道維持補修工事(市内一円)	A	A	A				現状維持	路面の補修、舗装打換及び排水溝の布設替等については、市民生活と直結しており、重要な事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
73	土木部	相模湖建設課	道路維持補修委託(市内一円)	A	A	A				現状維持	舗装穴埋めや甲蓋架渡などにより、快適な生活環境を維持することは、重要な事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
74	土木部	相模湖建設課	道路調査測量設計委託	A	A	A				現状維持	改良事業を行うに当たり、事前の調査測量は必要不可欠である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
75	土木部	相模湖建設課	道路維持管理費	A	A	A				現状維持	道路を安全で快適な状態に維持することにより、円滑な道路交通を確保することが必要である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
76	土木部	相模湖建設課	道路緊急維持補修(市内一円)	A	A	A				現状維持	交通の安全の確保のため、必要不可欠の事業である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価							今後の 進め方	事業所管課長説明	今後の 進め方	二次評価コメント	備考
				妥 当 性	有 効 性	効 率 性	民 間 導 入	自 動 判 定	今 後 の 進 め 方						
77	土木部	相模湖建設課	交通安全施設整備事業(市内一円)	A	A	A				現状維持	交通安全施設の設置については、市民の安全を守る事業であり必要である。	見直し	・冬季におけるカーブミラーの曇りを防ぐため、曇り防止対策について検討する。	ヒアリング実施	
78	土木部	相模湖建設課	道路舗装整備事業(市内一円)	A	A	A				現状維持	道路の整備をすることにより、良好な街づくりに資すると共に、市民の生活環境の向上をはかるための事業である。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
79	土木部	相模湖建設課	道路改良事業(箇所指定)	A	A	A				現状維持	歩道及び道路の改良により市民の生活環境の向上、安全確保のために必要な事業である。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
80	土木部	相模湖建設課	狭あい道路拡幅整備事業	A	A	A				現状維持	道路用地の寄附や使用承諾を受け、4m道路として整備することは、市民の生活環境の向上を図るために必要な事業である。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
81	土木部	相模湖建設課	相模湖ふれあいパーク維持管理費	A	A	B				現状維持	利用者の利便性や利用状況から必要な施設である。	見直し	・管理経費の削減に向けた施設の管理形態のあり方について検討する。	ヒアリング実施	
82	土木部	相模湖建設課	その他整備費	A	A	A				現状維持	公共下水道整備国庫補助事業(無指定区域分)対象外の整備工事等で、必要不可欠である。	現状維持	・事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。		
83	土木部	相模湖建設課	無指定区域分(公共下水道補助事業)	A	A	A				現状維持	平成19年度は従来からの特財(国庫)に加え、水源環境保全・再生施策市町村交付金(県費)が投入され、相模湖、津久井湖を始めとする公共用水域の水質保全、生活環境の改善及び公衆衛生の向上が図られる。	拡充・充実	・当面、用途地域の隣接地までの拡大を図り、公共水域の水質保全、生活環境の改善及び公衆衛生の向上に努める。		

都市建設局

No	部名	担当課	予算上の 事務事業名	一次評価						今後の 進め方	事業所管課長説明	今後の 進め方	二次評価		備考
				妥 当性	有 効性	効 率性	民 間 導 入	自 動 判 定	二次評価コメント						
84	土木部	相模湖建設課	相模湖建設課分(設計委託)	A	A	A			現状維持	今後も事業認可の区域を拡大し実施していく。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
85	土木部	相模湖建設課	相模湖建設課無指定区域分(負担金・補償費)	A	A	A			現状維持	整備工事遂行上、必要不可欠である。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			
86	土木部	相模湖建設課	公共下水道不明水浸入対策事業	A	A	A			現状維持	市民が安全で安心して暮らせるよう、計画的な維持管理を実施し、機能保全を図ると共に施設の延命化を図り、緊急時の修繕に対応できる体制を維持する。	現状維持	事業の実施及び内容について特に問題がなく、現状維持とする。			